

只木ゼミ後期第5問検察反対尋問レジюме

文責:2班

1. 弁護レジюме 1 頁 26 行目において委託関係は先行の横領行為により消滅とする一方、1 頁 30 行目以下において、後行の横領行為に構成要件該当性が認められるとしても、と譲歩している。弁護側は先行する横領行為があれば直ちに委託信任関係が消滅・破棄されると考えているのか。
2. 弁護レジюме 1 頁 30 行目以下で横領罪は状態犯であるから不可罰的事後行為であると解すべき旨の記載があるが、ここでいう不可罰的事後行為とは、共罰的事後行為とは異なると解釈してよいか。共罰的事後行為でない場合、状態犯であっても共罰的事後行為となることがあるが、なぜ共罰的事後行為とならないのか。
3. 弁護側は、後行の横領行為のみに関与した者の処罰をどのように考えているのか。